

9月から計画相談の流れが変わります

- 障害児通所サービス支給決定申請書は、青葉区子ども家庭支援課からご自宅へ送付されます。青葉区子ども家庭支援課へのご提出をお願いします。
- 申請書の提出がないと受給者証が発行されませんので、ご注意ください。
- サービス等利用計画障害児・利用計画書は地域療育センターあおばで作成します。

地域療育センターあおば 相談課



(2021年9月1日)